2 奈良県教職員の研修について

令和4年8月に、「改正教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正等について(通知)」が文部科学省から通知され、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励に関するガイドライン」が策定されました。この中で、教師の資質向上のための取組の記録が「研修履歴」、資質の向上に関する指導・助言等が「対話に基づく受講奨励」と位置付けられました。

本県において、教職員の資質向上を図るためには「教職員自らが必要な学びを主体的に行うこと」が 大切だと考えています。県教育委員会では、教職員の資質向上に生かす研修履歴が、教育公務員特例法 第 22 条の3及び4に基づき、指標及び本教職員研修計画を踏まえて行う対話に基づく受講奨励におい て活用されることを基本としています。また、対話に基づく受講奨励は、教職員が自らの学びを振り返 るとともに、学校管理職等が研修の奨励を含む適切な指導・助言を行うことにより、一人一人の教職員 が自らの専門職性を高める営みと自覚し、主体的に研修等を行うためのものです。

県教育委員会では、これらの取組を通して本県教職員の効果的かつ主体的な資質向上・能力開発を図っていきます。そのため、教職員の資質向上に役立てる「研修履歴」の効果的な記録のための「研修履歴活用アプリ」を開発し、アプリを活用した教職員の効果的かつ主体的な資質向上・能力開発の仕組み(以下「次世代型教職員研修システム」)を構築しました。

次の図は、次世代型教職員研修システムの概略を示しています。次世代型教職員研修システムの特徴は、研修履歴活用アプリを活用する多くの場面で教職員と管理職等とが対話を行うことができるところです。その他にも研修受講後にリフレクションしたり、研修履歴を可視化したりすることができます。また、Web 上の動画配信プラットフォームを活用したオンデマンドコンテンツの充実も図りながら、次世代型教職員研修システムを利活用することで、教職員が自らの強みやさらに伸ばしたい分野が明確となり、学び続ける意欲の喚起に役立つことを期待しています。

